

亀山市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年3月29日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市条例第2号

亀山市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

亀山市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例（平成27年亀山市条例第35号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(特定個人情報の提供)</p> <p>第5条 <u>法第19条第11号</u>の条例で定める特定個人情報を提供することができる場合は、市長が教育委員会に対し、又は教育委員会が市長に対し、法別表第2の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で同表の第4欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、市長又は教育委員会が当該特定個人情報を提供するときとする。</p> <p>[2 略]</p>	<p>(特定個人情報の提供)</p> <p>第5条 <u>法第19条第10号</u>の条例で定める特定個人情報を提供することができる場合は、市長が教育委員会に対し、又は教育委員会が市長に対し、法別表第2の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で同表の第4欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、市長又は教育委員会が当該特定個人情報を提供するときとする。</p> <p>[2 略]</p>
備考 表中の [ ] の記載は注記である。	

別表第1中

「亀山市福祉医療費の助成に関する条例（平成17年亀山市条例第84号）に定める医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの

を

「 亀山市福祉医療費の助成に関する条例（平成17年亀山市条例第84号）に定める医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
生活保護法（昭和25年法律第144号）に準じて実施する生活に困窮する外国人に対する保護の措置に関する事務であって規則で定めるもの

に改める。

別表第2特定個人情報の欄中「生活保護法（昭和25年法律第144号）」を「生活保護法」に改め、同表市長の部に次のように加える。

生活保護法に準じて実施する生活に困窮する外国人に対する保護の措置に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護法に準じて実施する生活に困窮する外国人に対する保護の措置に関する情報であって規則で定めるもの
--	--

附 則

この条例は、公布の日から施行する。